

「国民年金保険料」 納めるのが困難なときは…

国民年金

■問合せ 国保年金課年金係 ☎029-885-0340(内)117

経済的な理由等で国民年金保険料(令和4年度の保険料は月額16,590円)を納めることが困難な場合は、申請により保険料の納付が免除または猶予となる制度があります。

※任意加入者の方は、制度を利用することができません。

※免除・猶予とも所得制限があり、所得が一定額以下でなければ承認されません。ただし、離職者の方は申請の際に雇用保険被保険者離職票等を確認できれば、承認される場合があります。

全額免除制度・一部納付(一部免除)制度

本人・配偶者・世帯主の所得が一定額以下の場合、所得に応じ保険料の全額、または一部(3段階に分かれます)が免除されます。

▼免除の割合と納付する額(令和4年度/月額16,590円の場合)

免除の割合	納付する額	免除の割合	納付する額
全額免除	0円	2分の1免除	8,300円
4分の3免除	4,150円	4分の1免除	12,440円

※一部納付制度の承認期間中に保険料を納付しなかった場合は、その未納額および免除額は通常未納した場合と同じ取扱いとなります。

納付猶予制度

50歳未満の方で、本人と配偶者の所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予される制度です。承認された期間は、将来受け取る年金の受給資格期間には加算されますが、年金受給額には反映されません。

追納制度

保険料の免除・納付猶予の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて、年金受給額が低額となります。しかし、10年以内に後から納付することで、**年金受給額を増やすことができます**。また、社会保険控除により、所得税・住民税が軽減されます。

▶申請方法や所得制限の基準等、詳細については国保年金課年金係までお問い合わせください。

誰かの「今ちょっとしんどい」を「今大丈夫」な誰かが支える フードパントリーinみほちゃん広場

フードパントリー

2カ月に1度、食料品や日用品、文房具などをお渡しする日があります。

みほちゃん弁当

月2回程度、夕方の時間にボランティアが作るお弁当をお渡ししています。

いつでもパントリー

平日のボランティアセンター開館時間内に食料など必要なものをお渡ししています。

お渡しする食料品などは寄付金と助成金でまかなわれており数に限りがありますので、ご利用は18歳以下のお子さんのいるご家庭に限ります。いずれも予約が必要です。LINE公式アカウントからお気軽にどうぞ。下記QRコードを読み取って友だち追加してください。ニックネームでもOK。お渡しの日時や場所をお知らせしています。

美浦村ボランティアセンター ☎080-4477-0687(直通)



◀フードパントリー
inみほちゃん広場
LINE公式アカウント